

第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進

第1 廃棄物の発生抑制

①開発・生産・流通の各段階での配慮

■廃棄物アセスメント（製造工程の新設等に際し廃棄物の発生量や処理方法等を事前に予測評価する制度）の推進

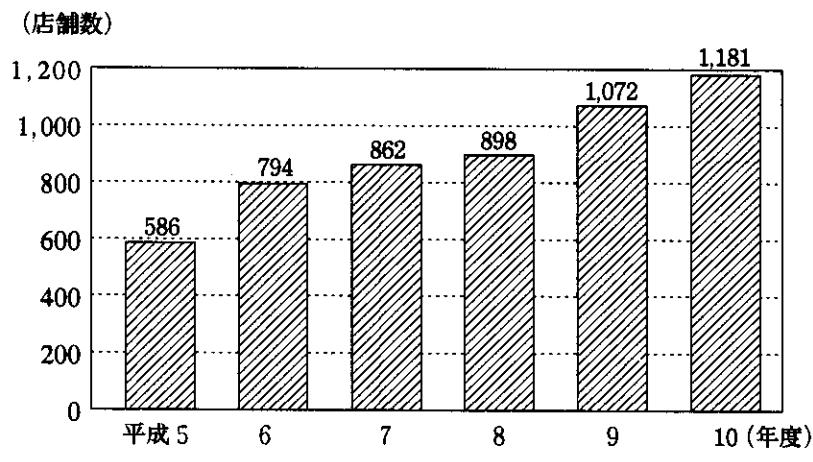
製造工程の新設等に伴い、一定規模以上の産業廃棄物の排出量が見込まれる事業者に対して、「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱」に基づき、廃棄物アセスメントを指導した。

■製品アセスメント（製品が廃棄物となった時点の対応を考慮した製品づくりを実施するための制度）の推進

「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の普及を通じて、製品アセスメントを推進した。

■エコショップ（適正包装を実施するなどごみの減量化やリサイクルの推進を宣言する店）制度の普及
「エコショップ制度」の普及・啓発を行うとともに、ごみ減量化・リサイクル推進功績店表彰や、消費者にエコショップを利用しながらごみの減量を意識した生活への転換を呼びかける「エコショップリーフレット」を作成した（2-2-1図）。

2-2-1図 エコショップ登録状況



②生活様式の見直し

■ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践啓発

平成4年5月に「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」が策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」に基づき、事業者、住民、行政の果たすべき役割を踏まえた実践・啓発活動を行った。

■リサイクルフェアの開催

府民一人ひとりが、ライフスタイルを見直し、ごみの減量化やリサイクルに取り組む契機となる府民参加型イベントとして、「リサイクルフェア'98大阪-inやおー」を開催した（参加者延べ25,000人）。

フェアでは、ごみ減量化・リサイクルに関する展示、講演、ポスター絵画展やリフォームファッショショナー、フリーマーケット等を行った。

■府民の自主的活動の支援

地域や職場における、環境学習リーダー的役割を果たす人材を養成する「環境ゼミナール」において、省資源・省エネルギー運動の実践についての研修を実施した。

第2 適正なリサイクルの推進

①再使用・再生利用の推進

■廃家電リサイクル事業の推進

廃家電リサイクル事業を（財）千里リサイクルプラザに委託し、不用となった家電製品で再生利用が可能なものを回収して、シルバー人材による補修を行い、府内の留学生や福祉施設等に無償で提供した。

■分別収集促進計画の推進、市町村の分別収集への支援

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）に基づき、府内市町村の分別収集計画を策定するとともに、住民・事業者・行政の適切な役割分担に基づく分別収集と再商品化の実施を促進するため、平成8年11月に策定した「大阪府分別収集促進計画」に基づき、各市町村における分別回収状況を調査した（2-2-2表）。また、計画を推進するため、ペットボトルの減容圧縮器の購入に対する補助を7市町に対して実施した。

2-2-2表 市町村におけるごみの分別収集実施状況

(平成9年度末現在)

分別区分	5種分別	4種分別	3種分別
市町村数	7市町	11市町	26市町村

(一般廃棄物処理事業実態調査)

(注) 不燃ごみ、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他ごみの5分別を基本に分類。
資源ごみを細分類し収集を行っている市町村もある。



<府民による分別収集>

■再生資源を使用した商品等の利用の促進

再生資源を使用した商品等の利用を呼びかけるために、リサイクル品による啓発用フォルダーを作成し、消費者の立場からの省資源・省エネルギー意識の啓発を行った。

リサイクル対策等に関し、事業者が行う特定事業活動の事業計画に対する承認を行っているが、平成10年度は実績はなかった。

再生資源の回収ルートを確保するため、府・市町村で設置した「大阪府再生資源集団回収推進協議会」を通じて、再生資源業者に対する研修や、事業者・府民に対するリサイクル製品利用に関する普及啓発事業を実施した。

■建設副産物の再生利用の促進

建設副産物の処理に関し、「大阪府建設リサイクル行動計画」（平成10年8月策定）に基づき、発生の抑制、再利用の促進、適正処分の徹底に努めた。

■水道残渣の有効利用の推進

三島浄水場の脱水ケーキ（無薬注加圧脱水方式）を、園芸用土及びグランド用資材として有効利用するため、財大阪府水道サービス公社に製品の加工・販売を委託した。また、水道残渣の有効利用や減量化の可能性についての検討を行った。

■下水汚泥の有効利用の推進

安威川流域中央処理場において引き続き下水汚泥を溶融した「スラグストーン」を製造・販売するとともに、平成9年度から淀川右岸流域高槻処理場において、焼却灰からスラグストーンを製造する灰溶融炉設備を供用開始し、建設資材及びその原料として再利用した。また、大和川下流域下水道狭山処理場においては、焼却灰焼成設備により下水汚泥焼却灰を原料とするレンガ「アシュレン」を製造し一般販売した。なお、平成10年度末では、下水汚泥の約35%をリサイクルした（2-2-3表）。

有効利用についての情報交換と施策の検討のため、大阪府をはじめ2府6県3政令市及び日本下水道事業団大阪支社事業部で「下水道リサイクルネットワーク関西」を結成し、活動を開始した。

有効利用を民間との連携で行うことを展望して、「共同研究」制度を発足させた。平成10年度は7社と共同研究を行った。

2-2-3表 下水汚泥のリサイクル量（スラグストーン及びアシュレンの供給実績）

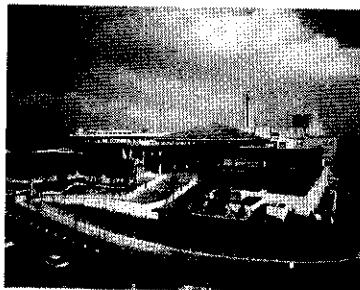
品目	スラグストーン (t/年)	アシュレン (個/年)
製造量	1,997	54,594

（平成10年度実績）

②資源化施設等の整備

■リサイクルセンターの整備

リサイクルセンター（金属、ガラス等の資源化施設）が計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的援助を行った。



<吹田市資源リサイクルセンター>

■リサイクル関連施設（焼却処理の際に発生する熱エネルギーを有効に活用する施設等）の整備

リサイクル関連施設が計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的援助を行った。

■ストックヤードの整備

資源ごみの保管施設であるストックヤードが計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的援助を行った。

建設発生土用ストックヤード事業を引き続き実施し、建設発生土の再利用を推進した。

第3 廃棄物の適正な処理の推進

①指導の徹底

■ごみ処理広域化計画の策定

ごみ処理の広域化により、ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の削減、リサイクルの推進、公共事業のコスト縮減等を図るため、府内を6ブロックに区分し、広域化に関する基本的な考え方をとりまとめた「大阪府ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定した。

■マニフェスト（管理票）システムの徹底

排出事業者が処理委託の際にマニフェストを交付し、産業廃棄物の適正処理を確認するよう、指導、啓発を行った。

■多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱の運用

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して、廃棄物アセスメントの考え方を導入した要綱に基づき、処理計画書や処理実績報告書の徴収を行い、減量化や適正処理を重点的に指導した。

■建設工事等における産業廃棄物の処理に関する要綱の施行

リサイクル等の減量化の推進と適正処理の確保の観点から、新たに減量化目標値の達成制度・廃棄物アセスメント制度・工事関係者の責務及び元請責任の強化（大阪ルール）等の内容を盛り込んだ「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する要綱」を策定し、平成10年4月から施行した。

また、大阪ルールに関し元請業者の処理責任の具体的方途を定めた「建設工事等における産業廃棄物に係る元請業者の処理責任に関する指導指針」を策定し、平成10年11月から施行した。

■特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱の運用

人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある特別管理産業廃棄物を多量に発生させる事業者に対して、要綱に基づき適正管理を重点的に指導した。

■P C B 廃棄物適正保管の推進

廃棄物となったP C B 使用電気機器等の適正保管を推進するため、保管事業所に対し、保管状況の報告を求めるとともに、「適正保管マニュアル」（平成8年作成）やパンフレットをもとに指導・啓発を行った。

②中間処理の推進

■市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的援助

一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう、市町村への技術的援助を行うとともに、処理施設の適正な維持管理について指導を行った。

また、市町村の一般廃棄物処理施設の公害防止施設の稼働を促進するための必要な財政的援助を行った。

■産業廃棄物処理施設の整備の促進

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者における周辺地域の生活環境の保全に配慮した適正な処理施設の整備を促進した。

■堺第7－3区中間処理事業の推進

堺第7－3区内の大坂産業廃棄物中間処理センターにおいて、（財）大阪産業廃棄物処理公社が実施している有害汚泥、ばいじんの中間処理事業を推進するため、同公社に対して必要な技術援助を行った。

なお、平成10年度の中間処理量は51トンであった。

③最終処分場の確保

■堺第7－3区埋立処分事業の推進

堺第7－3区において、（財）大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として、土砂、ガレキ等の埋立による廃棄物処分事業を引き続き実施（2－2－4表）するとともに、事業の円滑な推進を図るため、同公社に対して必要な技術的援助を行った。

■フェニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）の促進

大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体として、大阪湾圏域の広域処理対象区域（近畿2府4県171市町村）から発生する廃棄物の適正な処理を行う大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）を関係府県、市町村等と協力して促進した（2－2－4表）。また、事業の実施にあたり、搬入予定の廃棄物の調査等を行った。



<堺第7-3区埋立処分場>



<フェニックス泉大津沖処分場>

2-2-4表 最終処分場の埋立処分量

場所	平成10年度	平成10年度末累計
堺第7-3区埋立処分場	約 83万トン	約 4,399万トン
フェニックス泉大津沖処分場	約 263万トン	約 2,699万トン

第4 適正管理のための基盤づくり

①情報管理システムの充実

■ウェイストデータバンクの充実

産業廃棄物情報管理システムであるウェイストデータバンクを活用し、廃棄物の発生抑制、リサイクル等減量化及び適正管理を推進するとともに、近畿の各行政機関と連携した広域情報管理システムの整備・運用に参画した。

②調査・検討

■廃棄物対策に係る公共関与の手法の検討

府内における廃棄物の適正処理、減量化、リサイクルを推進するため、これまでの学識経験者の意見を踏まえ、今後の廃棄物対策の中で、廃棄物処理における公共関与の手法を総合的に検討した。

■ごみ処理費用の適正負担のあり方など経済的手法の活用の調査・検討

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ処理費用についての調査を行った。

③実践啓発活動の充実

■改正廃棄物処理法の普及・啓発

廃棄物の適正処理を確保するため、事業者等に対し、改正法の内容を周知した。

■大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議等による実践啓発活動の充実

ごみの減量化・リサイクルのための各種の実践啓発活動を推進した。

■廃棄物の適正処理等のための指針の検討

廃棄物の適正処理及び減量化を促進するための行動指針、事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合

の適正処理や環境負荷の低減、再生資源化を促進するための指針の検討を行った。

■さんばいフォーラムの開催

産業廃棄物の現状や適正処理に対する認識を深めるため、平成11年2月に排出事業者、処理業者、府民を対象とした「さんばいフォーラム」（啓発劇「青空の向こうに」等、参加者572名）を開催した。

■産業廃棄物の不法投棄防止の推進

事業者や府民に対し、産業廃棄物の不法投棄防止に関する啓発を推進するため、平成11年3月に府内4市（河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市）で監視パトロールを実施するとともに、不法投棄物撤去デモンストレーション、産業廃棄物運搬車両への直接指導及び啓発用チラシの街頭配布等の啓発事業を実施した。

④協力体制の強化

■事業者団体、住民団体、他の地方公共団体及び国との連携の強化

事業者、府民、他の地方公共団体及び国と相互に協力しながら、廃棄物の適正管理を進めるための体制の整備に努めた。